

【24解 説】

本文書の表紙に記されている「村差出帳」とは、一般に「村明細帳」、「村柄書上帳」、「村鑑帳」（むらかがみちよう）などと書かれることも多く、支配領主の国替え・代替わり、代官の交替時、あるいは領主や代官・巡見使の廻村の時などに、村役人が村の概要を記して提出した帳面のことである。内容は、村高・年貢・戸数・人口・特産物・寺社・地勢などが記され、今日の村勢要覧にあたるが、多くの場合、事前に雛形（書式や記載事項）が示され、それに答える形で作成された。

本文書は、当時幕府領であった吾妻郡岩井村（現、吾妻郡東吾妻町）が新たに旗本保科正静（まさやす）の領地となったことから、岩井村の名主十兵衛らが保科氏の家臣加藤勘介に提出した村差出帳の写し（安永八年）である。

なお右の本文から、御城米（村の年貢米）を江戸へ廻送する際に、岩井村から烏川の船積み地の川井河岸（かし）までは陸路を村民が馬背で搬送し、そこから利根川の舟運が利用された。また榛名山の北麓には十二か村が共同で利用した入り会い馬草場があったことなどがうかがえる。